

( 事 務 連 絡 )  
令和元年 1 1 月 2 9 日

各所属所長 様

公立学校共済組合群馬支部事務長

被扶養者の要件となる生計維持関係の認定にかかる  
「年金生活者支援給付金」の取扱いについて

本年 1 0 月から国において、消費税率引き上げ分を活用した、収入等が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するための「年金生活者支援給付金制度」が開始されました。

当制度により給付される年金生活者支援給付金については、地方公務員等共済組合法運用方針第 2 条関係第 1 項第 2 号 3 の「恒常的な所得」に該当しますので、被扶養者の所得確認の際にはご留意いただきますようお願いいたします。

なお、当制度の概要については別添を参照してください。

○被扶養者認定取消となる例

給付金受給決定前の被扶養者の年収 176 万円 (①)

年金生活者支援給付金が月額 5,000 円の場合  $5,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} = 60,000 \text{ 円}$  (②)

① + ② = 182 万円【認定基準額\*超過】

→年金生活者支援給付金支給決定通知書の受領日が認定取消日となります。

※障害年金受給者又は 60 歳以上公的年金受給者：180 万円

60 歳未満の遺族年金受給者：130 万円

担当：給付係  
TEL：027-226-4567